

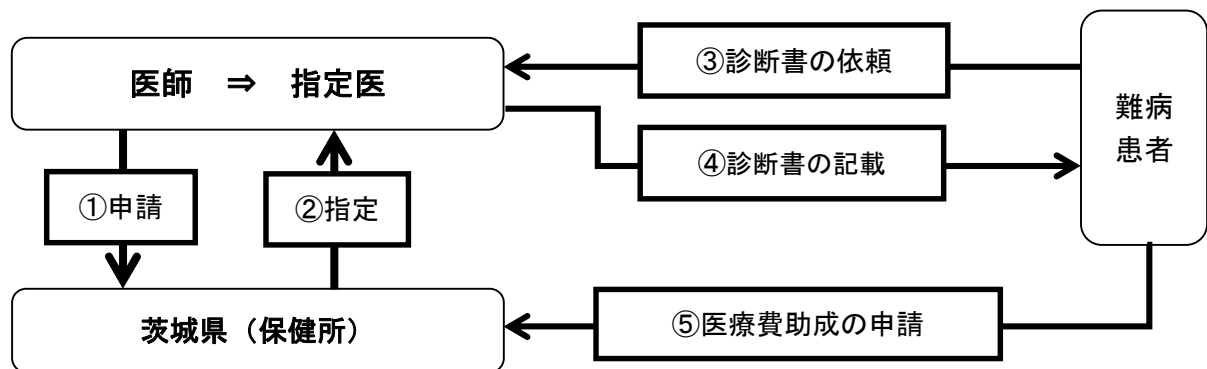
難病の新たな医療費助成制度における

「指定医」の申請手続について

茨城県保健福祉部疾病対策課

- 指定難病にかかっている患者の方は、都道府県知事の定める医師（指定医）の作成した臨床調査個人票（診断書）を添えて支給認定の申請をする必要があります、指定医以外の医師による診断書は認められません（診断書作成の前に指定を受ける必要があります。）。
- 指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要です。
- 裏面に要件等を記載しておりますので、ご参照の上、必要な手続をお願いします。

指定医の申請と難病の医療費助成申請の流れ



指定医の申請手続等

【申請手続】

次の書類を提出してください（郵送可）。

- ① 指定医指定申請書（兼経歴書）
- ② 医師免許の写し
- ③ 下記 A, B のいずれか
 - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し
 - B 知事が行う研修を終了したこと証する書類

【申請書の提出先】

医療機関（勤務先等）の所在地を管轄する保健所（裏面参照）

指定医の要件・責務・有効期間

【要件】

- 難病指定医：新規申請用及び更新申請用の診断書のいずれも作成可能です。
次の①及び②の要件を満たし、③又は④のいずれかに該当すること。
 - ① 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること。
 - ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
 - ③ 学会が認定する専門医の資格を有すること。（※1）
 - ④ 知事が行う研修を修了したこと。（※2）
- 協力難病指定医：更新申請用の診断書のみ作成可能です。
次の①～③の要件を満たすこと。
 - ① 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること。
 - ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
 - ③ 知事が行う研修を修了したこと。（※2）

※1 専門医のリストは4ページをご覧ください。

※2 web 上で研修を受講することができます。受講を希望する場合には、以下のページにアクセスしてお申し込みください。

URL: https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13226



【責務】

- 難病指定医（研修資格該当）及び協力難病指定医は、5年ごとに指定医の区分に応じた研修を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があったときは、変更事項及びその年月日を届け出る必要があります。

【有効期間】

- 指定医の有効期間は、指定を受けた日から5年間です（5年ごとに更新手続きが必要です。）。

申請書の提出先

保健所名	郵便番号	住所	電話番号
中央保健所	310-0852	水戸市笠原町 993-2	029-241-0100
ひたちなか保健所	312-0005	ひたちなか市新光町 95	029-212-7272
ひたちなか保健所常陸大宮支所	319-2251	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295-52-1157
日立保健所	317-0065	日立市助川町 2-6-15	0294-22-4188
潮来保健所	311-2422	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2118
潮来保健所鉾田支所	311-1517	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158
竜ヶ崎保健所	301-0822	龍ヶ崎市 2983-1	0297-62-2172
土浦保健所	300-0812	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342
つくば保健所	305-0035	つくば市松代 4-27	029-851-9287
筑西保健所	308-0021	筑西市甲 114	0296-24-3914
古河保健所	306-0005	古河市北町 6-22	0280-32-3062

【留意事項】

- 指定された場合、申請者に指定書を送付します（送付先：医療機関又は希望された送付先）。
- 指定後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を茨城県が公表します。

指定医指定申請書（兼経歴書）

令和××年××月××日

茨城県知事 殿

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定による指定医の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定医の区分	1 難病指定医		2 協力難病指定医	
現住所	〒××××-×××× 茨城県●●市●●1-2-3			
氏名	●●●●			印印
生年月日	昭和××年××月××日	年齢	××歳	性別
連絡先	電話番号	×××-×××-××××		
	メールアドレス	××@××.××××.××		
	第××××××号	医籍の登録年月日	昭和××年××月××日	
相当する診療科名	●●●●科			
① 難病指定医 ※専門医の資格の有無について、「有」又は「無」のいずれかに○を付すこと。	認定を受けている専門	(①難病指定医の場合) 専門医以外(研修資格該当)の難病指定医の申請の場合、「無」に○をつけ、研修の終了日及び修了証番号を記載してください。		
	名称 ●●●●専門 (有効期限 令和××年)			
	名称 (有効期限 年 月)	研修の終了日	平成 年 月 日	
		修了証番号		
② 協力難病指定医		研修の終了日	平成 年 月 日	
		修了証番号		
主として指定難病の診断を行う医療機関	名称	●●●●病院		
	所在地	〒××××-×××× 茨城県●●市●●4-5-6		
経歴書欄 診断又は治療に従事した経歴	従事した期間	従事した病院等の名称 (指定難病の診断及び治療に従事した経験について()内に主な疾病名を記載すること。)		
	18年4月～24年3月	▲▲▲▲病院 (■■■■, ■■■■)		
	24年4月～26年9月	●●●●病院 (■■■■, ■■■■)		
	年 月～ 年 月	()		
	年 月～ 年 月	()		

①または②のいずれかに○をつけてください

(①難病指定医の場合)
専門医以外(研修資格該当)の難病指定医の申請の場合、「無」に○をつけ、研修の終了日及び修了証番号を記載してください。

指定書の送付先(※「主として指定難病の診断を行う医療機関」の欄に記載された名称及び所在地以外への送付を希望する場合に記載すること。)

- 備考
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。
 - 2 経歴書の「従事した期間」の欄は、月単位で記入すること。
 - 3 「医師免許証の写し」及び「専門医に認定されていることを証する書類の写し(該当者のみ)」を添付すること。

【専門医リスト】

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医	日本専門医機構	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医		小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医		皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医		精神科専門医
日本外科学会	外科専門医		外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医		整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医		産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医		眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医		耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医		泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医		脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医		放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医		麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医		病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医		臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医		救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医		形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医		リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医		消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医		循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医		呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医		血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医		内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医		腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医		肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医		感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医		老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医		神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医		呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会			心臓血管外科専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医		小児外科専門医
日本心臓血管外科学会			リウマチ専門医
日本血管外科学会			小児循環器専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医		小児神経専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医		小児血液・がん専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医		周産期専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医		婦人科腫瘍専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	生殖医療専門医	
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医	頭頸部がん専門医	
	周産期(母体・胎児)専門医	放射線治療専門医	
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医	放射線診断専門医	
日本生殖医学会	生殖医療専門医	手外科専門医	
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医	脊椎脊髄外科専門医	
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医	集中治療専門医	
日本医学放射線学会		放射線診断専門医	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医	消化器内視鏡専門医	
日本手外科学会	手外科専門医		
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医		
日本脊椎脊髄病学会			
日本集中治療医学会	集中治療専門医		
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医		